

## 『中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法』公布実施

中国国内において就業する外国人が、法に従って社会保険の加入及び社会保険待遇を享受する合法的な權益を守り、社会保険の管理を強化するため、『中華人民共和国社会保険法』に基づき、人力資源と社会保障部は『中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法』を制定し、人力資源と社会保障部の第 67 回部務会で可決され、かつ国務院に報告し許可されたので、ここに公布し、2011 年 10 月 15 日より施行する。

### 中華人民共和国人力資源と社会保障部令 第 16 号

『中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法』はすでに人力資源と社会保障部の第 67 回部務会で可決され、かつ国務院に報告し許可されたので、ここに公布し、2011 年 10 月 15 日より施行する。

部 長 尹蔚民  
2011 年 9 月 6 日

## 中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法

第一条 中国国内において就業する外国人が、法に従って社会保険の加入及び社会保険待遇を享受する合法的な權益を守り、社会保険の管理を強化するため、『中華人民共和国社会保険法』（以下、社会保険法という）に基づき、本弁法を制定する。

第二条 中国国内で就業する外国人とは、法に従って『外国人就業証』、『外国専門家証』、『外国常駐記者証』などの就業証と外国人居留証を取得、及び『外国人永久居留証』を有し、中国国内において合法的に就業する非中国国籍の者を指す。

第三条 中国国内で法に従って登録または登記する企業、事業単位、社会团体、民間非企業単位、基金会、弁護士事務所、会計士事務所などの組織（以下、

雇用単位という) が法に従って雇用する外国人は、法に従って従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険及び生育保険に加入し、雇用単位及び本人が規定に従って社会保険料を納めなければならない。

国外雇用主と雇用契約を締結した上で、中国国内の登録または登記した分支機構、代表機構(以下、国内業務単位という)へ派遣され業務を行う外国人は、法に従って従業員基本養老保険、従業員基本医療保険、労災保険、失業保険及び生育保険に加入し、国内業務単位及び本人が規定に従って社会保険料を納めなければならない。

第四条 雇用単位が外国人を雇用する場合、就業証手続きの日より 30 日以内にその社会保険登記を行わなければならない。

国外雇用主から国内業務単位に派遣されて業務を行う外国人については、国内業務単位が前款規定に基づいてその社会保険登記を行わなければならない。

法に従って、外国人の就業証手続きを取り扱う機構は、外国人の中国で就業する関連情報を速やかに現地の社会保険事務機構へ通知しなければならない。社会保険事務機構は定期的に関連機構に外国人の就業証手続き状況を照会しなければならない。

第 5 条 社会保険に加入する外国人は、条件を満たした場合、法に従って社会保険待遇を享受する。

規定の養老金受領年齢に達する前に出国する場合、その社会保険個人口座は保留し、再度中国で就業する場合は、納付期限は累計で計算する。本人の書面による社会保険関係を終了申請する場合、その社会保険個人口座の預金額を一括で本人へ支払うこともできる。

第六条 外国人が死亡した場合、その社会保険個人口座の残高は法に従って相続することができる。

第七条 中国国外で毎月に社会保険待遇を受け取る外国人は、その待遇支払

いの責任を負う社会保険事務機構へ、中国駐外国大使館、領事館が発行する生存証明、または居住国の関連機構が公証、認証し、かつ中国駐外国大使館、領事館が認証を経た生存証明を少なくとも毎年1回に提出しなければならない。

外国人が合法的に入国する場合、社会保険事務機構に出向いて自分でその生存状況を証明することができ、前款で規定する生存証明は提出する必要はない。

第八条 法に従って社会保険に加入する外国人が、雇用単位または国内業務単位と社会保険について争議が生じた場合、法に従って調停、仲裁の申請、訴訟を起こすことができる。雇用単位または国内業務単位がその社会保険権益を侵害した場合、外国人は社会保険行政部門または社会保険料徴収機構に対して法に基づいて処理するよう要求することもできる。

第九条 中国と社会保険の二国間あるいは多国間協定を締結している国家の国籍を有する者が中国国内で就業する場合、その社会保険の加入方法は協定規定に基づいて行う。

第十条 社会保険事務機構は『外国人社会保障番号編制規則』に基づいて、外国人に社会保障番号を編制し、かつ中華人民共和国社会保障カードを交付しなければならない。

第十一条 社会保険行政部門は社会保険法の規定に基づいて、外国人の社会保険加入状況について監督検査を行わなければならない。雇用単位または国内業務単位が法に従って雇用する外国人に社会保険登記せず、または法に従って社会保険料を納付しない場合は、社会保険法、『労働保障監察条例』などの法律、行政法規及び関連規則の規定に従って処理する。

雇用単位が法に従って就業証手続きを行わず、または『外国人永久居留証』を有しない外国人を雇用する場合、『外国人の中国での就業管理規定』に基づいて処理する。

第十二条 本弁法は 2011 年 10 月 15 日から施行する。

付属資料：外国人社会保障番号編制規則

---

## 外国人社会保障番号編制規則

外国人が中国の社会保険に加入する場合、その社会保障番号は外国人の所在国または地域コード、有効な証明書の番号で構成する。外国人の有効な証明書はパスポートまたは『外国人永久居留証』とする。所在国または地域コード及び有効な証明書番号の間に 1 桁を空ける。その表示形式は以下：

XXX	X	XXXXXXXXXXXXXXXXX
(国または地域コード)	(1 桁空ける)	(有効な証明書番号)

1. 外国人の所在国または地域コードは「ISO 3166-1-2006」国及びその地区の名称コードの第一部分国コード規定の 3 桁の英文字に基づいて表示する。例えばドイツは DEU、デンマークは DNK である。国際標準が昇級する際は、人力資源と社会保障部がコードの昇級時期を統一で確定する。

中国での永久居留資格を取得した外国人の国または地区コードとその有する『外国人永久居留証』番号中の 1～3 桁の国または地区コードは一致する（同じ 3 桁である）。

2. 空ける 1 桁は、状況を黙認の場合は 0、特殊な状況の場合は 1～9 の数字を記入できる。

3. 外国人の有効なパスポート番号を編制に使用する場合は、すべての英文字及びアラビア数字を含み、その中の「.」、「-」などの特殊な記号は含まない。『外国人永久居留証』番号を編制に使用する場合は、当該証明書番号の第 4～15 桁の番号とする。

(1)既に中国のある雇用単位で就業しているパスポート番号は G01234—56 のドイツ国籍者を例に、その社会保障番号は：DEU0G0123456

国または地域コード	1 桁空ける	有効なパスポート番号
DEU	0	G0123456

(2)既に中国のある雇用単位で就業している『外国人永久居留証』番号は DNK324578912056 のデンマーク国籍者を例に、その社会保障の番号は：DNK0324578912056

国または地域コード	1 桁空ける	『外国人永久居留証』番号
DNK	0	324578912056

4. データバンクの外国人社会保障番号に対して 18 桁を確保する（その内、有効なパスポートの番号は最長で 14 桁とする）。編制番号が 18 桁に満たない場合は、桁の数を補充する必要はない。

5. 外国人社会保障番号は中国において唯一で、かつ一生変わらないもの。その証明書番号に変更が生じた際は、最初に保険加入時の社会保障番号を唯一の識別番号とし、社会保険事務機構は保険加入者の証明書の種類、証明書番号の変更状況に対して、相応の記録を行わなければならない。

(翻訳：一般社団法人日中経済貿易センター 2011.9)

## 《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》公布实施

为了维护在中国境内就业的外国人依法参加社会保险和享受社会保险待遇的合法权益，加强社会保险管理，根据《中华人民共和国社会保险法》，人力资源和社会保障部制定了《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》，经人力资源和社会保障部第 67 次部务会审议通过，并报国务院同意，现予公布，自 2011 年 10 月 15 日起施行。

中华人民共和国人力资源和社会保障部令  
第 16 号

《在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法》已经人力资源和社会保障部第 67 次部务会审议通过，并经国务院同意，现予公布，自 2011 年 10 月 15 日起施行。

部 长 尹蔚民  
二〇一一年九月六日

### 在中国境内就业的外国人参加社会保险暂行办法

第一条 为了维护在中国境内就业的外国人依法参加社会保险和享受社会保险待遇的合法权益，加强社会保险管理，根据《中华人民共和国社会保险法》（以下简称社会保险法），制定本办法。

第二条 在中国境内就业的外国人，是指依法获得《外国人就业证》、《外国专家证》、《外国常驻记者证》等就业证件和外国人居留证件，以及持有《外国人永久居留证》，在中国境内合法就业的非中国国籍的人员。

第三条 在中国境内依法注册或者登记的企业、事业单位、社会团体、民办非企业单位、基金会、律师事务所、会计师事务所等组织（以下称用人单位）依法招用的外国人，应当依法参加职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由用人单位和本人按照规定缴纳社会保险费。

与境外雇主订立雇用合同后，被派遣到在中国境内注册或者登记的分支机构、代表机构（以下称境内工作单位）工作的外国人，应当依法参加职工基本养老保险、职工基本医疗保险、工伤保险、失业保险和生育保险，由境内工作单位和本人按照规定缴纳社会保险费。

第四条 用人单位招用外国人的，应当自办理就业证件之日起 30 日内为其办理社会保险登记。

受境外雇主派遣到境内工作单位工作的外国人，应当由境内工作单位按照前款规定为其办理社会保险登记。

依法办理外国人就业证件的机构，应当及时将外国人来华就业的相关信息通报当地社会保险经办机构。社会保险经办机构应当定期向相关机构查询外国人办理就业证件的情况。

第五条 参加社会保险的外国人，符合条件的，依法享受社会保险待遇。

在达到规定的领取养老金年龄前离境的，其社会保险个人账户予以保留，再次来中国就业的，缴费年限累计计算；经本人书面申请终止社会保险关系的，也可以将其社会保险个人账户储存额一次性支付给本人。

第六条 外国人死亡的，其社会保险个人账户余额可以依法继承。

第七条 在中国境外享受按月领取社会保险待遇的外国人，应当至少每年向负责支付其待遇的社会保险经办机构提供一次由中国驻外使、领馆出具的生存证明，或者由居住国有关机构公证、认证并经中国驻外使、领馆认证的生存证明。

外国人合法入境的，可以到社会保险经办机构自行证明其生存状况，不再提供前款规定的生存证明。

第八条 依法参加社会保险的外国人与用人单位或者境内工作单位因社会保险发生争议的，可以依法申请调解、仲裁、提起诉讼。用人单位或者境内工作单位侵害其社会保险权益的，外国人也可以要求社会保险行政部门或者社会保险费征收机构依法处理。

第九条 具有与中国签订社会保险双边或者多边协议国家国籍的人员在中国境内就业的，其参加社会保险的办法按照协议规定办理。

第十条 社会保险经办机构应当根据《外国人社会保障号码编制规则》，为外国人建立社会保障号码，并发放中华人民共和国社会保障卡。

第十一条 社会保险行政部门应当按照社会保险法的规定，对外国人参加社会保险的情况进行监督检查。用人单位或者境内工作单位未依法为招用的外国人办理社会保险登记或者未依法为其缴纳社会保险费的，按照社会保险法、《劳动保障监察条例》等法律、行政法规和有关规定处理。

用人单位招用未依法办理就业证件或者持有《外国人永久居留证》的外国人的，按照《外

国人在中国就业管理规定》处理。

第十二条 本办法自 2011 年 10 月 15 日起施行。

附件：外国人社会保障号码编制规则

---

附件：

### 外国人社会保障号码编制规则

外国人参加中国社会保险，其社会保障号码由外国人所在国家或地区代码、有效证件号码组成。外国人有效证件为护照或《外国人永久居留证》。所在国家或地区代码和有效证件号码之间预留一位。其表现形式为：

XXX	X	XXXXXXXXXXXXXX
(国家或地区代码)	(预留位)	(有效证件号码)

1. 外国人所在国家或地区代码按“ISO 3166-1-2006”国家及其地区的名称代码的第一部分国家代码规定的 3 位英文字母表示，如德国为 DEU，丹麦 DNK。遇国际标准升级时，人力资源和社会保障部统一确定代码升级时间。

取得在中国永久居留资格的外国人所在国家或地区代码与其所持《外国人永久居留证》号码中第 1-3 位的国家或地区代码一致（也为三位）。

2. 预留位 1 位，默认情况为 0，在特殊情况时，可填写数字为 1 至 9。

3. 编制使用外国人有效护照号码，应包含全部英文字母和阿拉伯数字，不包括其中的“.”、“-”等特殊字符。编制使用《外国人永久居留证》号码，为该证件号码中第 4-15 位号码。

(1) 以在我国某用人单位工作的持护照号 G01234—56 的德籍人员为例，其社会保障号码为：DEU0G0123456

国家或地区代码	预留位	有效护照号码
DEU	0	G0123456

(2) 以在我国某用人单位工作的持《外国人永久居留证》号 DNK324578912056 的丹麦籍人员为例，其社会保障号码为：DNK0324578912056

国家或地区代码	预留位	《外国人永久居留证》号码
DNK	0	324578912056

4. 数据库对外国人社会保障号码预留 18 位长度（其中有效护照号码最多为 14 位）。编制号码不足 18 位的，不需要补足位数。

5. 外国人社会保障号码在中国唯一且终身不变。其证件号码发生改变时，以初次参保登记时的社会保障号码作为唯一标识，社会保险经办机构应对参保人员的证件类型、证件号码变更情况进行相应的记录。